

令和7・8年度朝倉市競争入札参加資格審査申請提出要領

建設工事

朝倉市が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する方は、朝倉市競争入札参加資格に関する要綱及び下記の要領により、競争入札参加資格審査申請を行ってください。

《申請者の資格》

1. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
2. 希望する工種について、建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する許可を取得し建設業を営んでいる者
3. 希望する工種について、建設業法第27条の23に規定にする経営に関する客観的事項の審査を受け、総合評定値がある総合評定値通知書(審査基準日が申請日の1年7か月以内)を提出できる者
4. 社会保険等に参加している者(法人は、社会保険強制適用事業所となります。また、個人事業主の方も、事業主を除き常時5人以上の従業員を雇っている場合は、強制適用事業所となり、被保険者となるべき従業員を使用している場合は、加入手続きをする必要があります)
5. 【準市内業者で申請する場合】電話・机等什器備品等を有し、法令に基づく技術者の配置等営業所としての機能を備えている者
6. 国税及び市税に滞納がない者

記

1. 申請方法

下記の受付期間中に電子申請を行ってください。

【電子申請受付方法】 競争入札参加資格審査申請受付システム
朝倉市ホームページ

【電子申請受付期間】 令和7年1月20日(月)～令和7年2月28日(金)

【システム受付時間】 受付期間中の午前8時30分から午後9時まで(土日祝除く)

2. 入札参加資格有効期間 令和7年7月1日から令和9年6月30日まで(2年間)

3. 事業所基準 事業所基準※を定め、市内業者、準市内業者及び市外業者に区分する。

市内業者について、格付する業種は、土木一式工事・舗装工事・建築一式工事・水道施設工事・管工事・造園工事・電気工事の中から3業種を限度とする。

なお、準市内業者については1業種を限度とする。

(※朝倉市建設工事等入札参加資格事業所基準：事業所基準フロー図参照)

4. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書及び希望業種等について

経営事項審査の総合評定値(P点)及び希望業種は、今回申請された内容で、令和7年7月1日～令和8年6月30日まで固定します。令和8年7月1日以降の経審点及び希望業種については、改めて提出要領を公告します。ただし、経審の有効期限は1年7か月と定めがありますので、更新した際は変更申請可能期間に審査基準日の更新及びシステム添付を行ってください。

※建設業許可業種の廃業については、随時連絡の上、変更届を提出してください。

5. 社会保険等の加入について

《申請者の資格》5のとおり入札参加希望には、社会保険等に参加していることを要件としています。社会保険等に未加入の場合は、受付(名簿登録)できません。

社会保険等の加入状況については、経営規模等評価結果通知書の「その他の審査項目(社会性等)」欄で確認します。この通知書で確認できない場合は、他の証明できるものを添付し提出してください。

6. 提出書類

事業所基準フロー図で該当する事業所区分を確認し、競争入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト(建設工事)で必要書類をチェックの上、以下の提出書類を受付システムに添付し、申請を行ってください。

番号	提出書類	提出方法	備考
①	誓約書及び照会承諾書 ■PDF 形式で添付 1月20日～2月 28 日までの日付記入	システム添付	■市指定様式 誓約書及び照会承諾書の記載事項について、誓約し承諾のうえ、事業者の本社住所・商号又は名称・代表者役職名・代表者氏名を記載の上、 実印 を押印すること。 ②の証明書と印影が一致していること。法人は本社住所(例外あり)及び代表者が一致していること。
②	印鑑証明書又は 印鑑登録証明書 ■PDF 形式で添付 (発行日申請日前3か月以内)	システム添付	ア. 法人(印鑑証明書):法務局で取得 イ. 個人(印鑑登録証明書):住民票がある市町村の役所等で取得
③	使用印鑑届兼委任状 ■PDF 形式で添付 1月20日～2月 28 日までの日付記入 ※受付番号については、 CYDEEN にログイン時に使用する8桁の数字を記入	システム添付	■市指定様式 1. 使用印鑑届 ※印影がはっきりと確認できるように押印すること。 ア. 届出者・委任者と 実印 は、別途添付の印鑑証明書と一致すること。 イ. 使用印は入札・契約等に実際に使用する印鑑を押印すること。 ウ. 2で委任した場合(支店長等に年間委任する場合は、受任者の印が使用印であること。 エ. 法人で丸印に会社名・代表者(受任者)役職名が含まれる場合は丸印のみを押印(使用)すること。 オ. 個人の場合は、会社印(角印)は不要 2. 委任状(任意) ※入札参加資格の有効期間を通して、入札・見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を本社代表者から代理人(支店長・営業所長・出張所長等)に委任する場合は、①～③を記入すること。 ただし、入札参加可能業種は委任先の許可業種に限る。 ① 代理人・受任者 ・委任先の支店等の住所、商号(○株式会社口支店)、受任者の職名(支店長等)、受任者氏名を記入すること。 ② 委任事項 ・委任事項(1)から(6)までを確認 ③ 委任期間 ・令和7年7月1日～令和9年6月30日まで

④	様式第二号【工事経歴書】 (直近2年分) ■PDF形式で添付 5MB 以上になる場合は分割	システム添付	■建設業法施行規則に基づく様式 国又は都道府県に提出する様式第二号を記載要領に基づき業種別分類表の大分類ごとに作成し、PDF形式で添付 ア. 業種ごとに作成すること イ. 申請日直前2年間(令和5年以降)に完了した工事を記入すること。ただし、既に自社で作成している場合は、それが上記期間にかかるものであれば可
⑤	商業登記簿謄本又は代表者の身分証明書 ■PDF形式で添付 (発行日申請日前3か月以内) 5MB 以上になる場合は分割 または郵送	システム添付(郵送)	ア. 法人(商業登記簿謄本): 履歴事項全部証明書又は現在事項証明書 イ. 個人(身分証明書): 本籍がある市町村の役所等で取得 ウ. その他市長が必要と認める書類 ※郵送の場合は、最初のページと発行日が載っている最後のページ2枚をPDF形式でシステムに添付し、謄本の写し一式をレーザーパックで送付
⑥	建設業許可通知書等 ■PDF形式で添付	システム添付	申請日時時点で有効かつ入札参加を希望する業種に必要な建設業許可が確認できるもの ※併せて<u>委任がある場合</u>は、委任先営業所の建設業許可業種が確認できるもの(建設業許可申請書類の別紙2(1)又は別紙2(2)の写し等)
⑦	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 ■PDF形式で添付	システム添付	申請日現在有効(審査基準日※から1年7か月間以内)で直近に受けた最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書●」を提出 ※受付システムに入力した審査基準日と一致した通知書 ●一般財団法人 建設業情報管理センター(CIIC)が国土交通省及び各都道府県より委託を受けて公表している経営事項審査結果の公表からダウンロードしたPDFの添付でも可

⑧	住民票等 ■PDF 形式で添付 (発行日申請日前3か月以内) 【個人:市内・準市内業者のみ】	システム添付	代表者の住民票又は外国人登録記載事項証明書を提出
⑨	滞納のない証明書(市税) ■PDF 形式で添付 (発行日申請日前3か月以内) 【市内・準市内業者のみ】	システム添付	朝倉市役所税務課が発行する「滞納のない証明書」(朝倉市課税分)を提出 ※準市内業者は、本社住所で朝倉市役所税務課に「朝倉市税に滞納のない証明書」を取得すること。
⑩	滞納のない証明書(国税) ■PDF 形式で添付 (発行日申請日前3か月以内)	システム添付	各税務署で取得(申請日前3か月以内のもの) ア. 法人:様式「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がない証明) イ. 個人:様式「その3の2」(申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がない証明)
⑪	技術者経歴書 ■PDF 形式で添付 【市内・準市内業者のみ】	システム添付	ア. 自社で雇用している技術者を記入すること。 イ. 複数の資格を有する場合は、それぞれ段落を分けて別々に記入すること。 ウ. 技術者経歴書は希望する業種ごとに、作成すること。 ※形式・項目を満たしていれば自社様式も可
⑫	朝倉市内の支店・営業所等に勤務する技術者一覧表 ■PDF 形式で添付 【市内に支店・営業所等がある業者のみ】	システム添付	ア. 朝倉市内に支店・営業所等がある場合のみ提出すること。 イ. 自社で雇用している技術者を記入すること。 ウ. 複数の資格を有する場合は、それぞれ段落を分けて別々に記入すること。 エ. 希望する業種ごとに作成すること。 ※形式・項目を満たしていれば自社様式も可
⑬	建設業退職金共済事業加入・履行証明書 ■PDF 形式で添付 【市内・準市内業者のみ】	システム添付	建設業退職金共済事業加入証明書、中小企業退職金共済加入証明書、商工会議所(商工会)特定退職金共済加入証明書又は各共済契約者証 ※経営事項審査結果通知書で加入及び適用除外であることが確認できる場合、添付は不要

⑭	社会保険等の加入を証明する書類 ■PDF 形式で添付	システム添付	ア. 社会保険等(健康保険・厚生年金保険)の加入を証明する書類 ・健康保険及び厚生年金保険の納入に係る領収証書(申請時直前のもの)、又は健康保険及び厚生年金保険の納入証明書(申請日前3か月以内のもの) イ. 雇用保険の加入を証明する書類 ・労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書(申請時直前のもの)、又は労働(雇用)保険料納入証明書(申請日前3か月以内のもの) ※経営事項審査結果通知書で加入及び適用除外であることが確認できる場合、添付は不要
⑮	行政書士による代理申請にかかる委任状 ■PDF 形式で添付	システム添付	行政書士による代理申請の場合は、申請者の 実印 が押印された委任状(様式任意)を提出
⑯	合併処理浄化槽施工参加資格申請書類一式 ■PDF 形式で添付 【市内・準市内業者のみ】	システム添付	1. ～3. を1つの PDF 形式にして、提出。 1. 浄化槽工事業者登録簿の謄本、または「浄化槽工事業者の登録について」等の浄化槽が施工できることがわかるものの写し 2. 浄化槽設備士免状の写し 3. 雇用証明書 ■市指定様式 ア. 2. で提出する浄化槽設備士を雇用している証明書 イ. 代表者が浄化槽設備士として登録している場合は不要 合併処理浄化槽は、令和7・8年度から電子申請で受け付けます。

⑪	朝倉市で創業した証明 ■PDF 形式で添付 【事業所基準フロー図(1)市内②創業に該当する市内業者のみ】	システム添付又は郵送	朝倉市で創業した証明(法人設立登記申請書の写し等、設立時の本店所在地がわかるもの)を提出すること。 「容量オーバー添付ファイル」に添付、又は郵送してください。
⑫	建物が自社所有である証明及び支店等の従業員数の証明 【事業所基準フロー図(1)市内③規模に該当する市内業者のみ】	システム添付又は郵送	ア. 支店等建物が自社所有であることの証明書(登記簿謄本の写等) イ. 従業員数が確認できる雇用関係書類(健康保険証、雇用保険証、被保険者資格取得及び標準報酬決定通知書等)の写しを提出 「容量オーバー添付ファイル」に添付、又は郵送してください。
⑬	事務所位置図・写真(申請日前3か月以内) 【市内に支店・営業所等がある業者のみ】	システム添付又は郵送	ア. 朝倉市内に支店・営業所等がある場合のみ提出すること。 イ. 営業所の位置図及び外観・営業所内部の写真及び位置図を提出すること。 ※事務所内外の現状が確認できる写真 ※同様の項目・形式であれば既存資料でも可 「容量オーバー添付ファイル」に添付、又は郵送してください。

7. 提出書類の作成上の注意

- (1) 文字は楷書で明瞭に記入してください(鉛筆書きは不可)。
- (2) 提出書類の日付の記載にあたっては、特に指定がない限り「提出日現在」をもって記載してください。ただし、提出可能な期間は令和7年1月20日から令和7年2月28日までの日付です。事前準備した書類に誤って受付期間前の日付を記載しないでください。
- (3) システムに添付可能な容量は**5MB**までです。**圧縮ファイルは添付できません。**
特に説明がない提出書類でも、5MB以上になる場合はファイルを分割し、分割した残りは「容量オーバーの分割ファイル添付1～3」に提出書類名が分かるように、添付してください。
※各納税証明書に未納がある場合は、受付できません。

8. 電子申請について

◆電子申請の流れ

① 申請前に参加申請の資格、基準及び区分を確認

申請の前に、「申請者の資格」、「朝倉市建設工事等入札参加資格事業所基準」及び「事業所基準フロー図」を確認してください。

② 申請に必要な書類を確認し準備

「競争入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト(建設工事)」及び「6. 提出書類」で必要な書類を確認し、システム添付用に入力やデータ変換の準備をしてください。

④ 電子申請内容の入力(入力期間:令和7年1月20日～2月28日)

電子申請の受付システムは、令和7年1月20日から運用開始します。入力マニュアル(ホームページに順次掲載)を参照しながら入力してください。必要事項を入力後、提出書類は容量オーバー等で添付不能な場合を除き、全てシステム添付です。システムの添付ファイルにアップロードしてください。

申請登録後、申請内容を印刷し、「申請書提出」を行うと「提出完了通知」のメールが届きます。

◆【受付システム】の処理状況:申請書提出

④ 審査及び補正

電子申請での申請書提出後、申請書類の審査を行います。

◆【受付システム】の処理状況:(一次)審査中

申請内容や提出書類に不備や不足がある場合は、必要に応じて「申請不受理通知」のメール等にて補正指示等を行います。

◆【受付システム】の処理状況:差戻し

申請書類等に不備が無かった場合は、「申請受理通知」のメールが送付されます。

◆【受付システム】の処理状況:受理

その後申請内容の資格審査を行います。

※資格審査期間中は、申請システムにアクセスできません。

⑤ 入札参加資格の認定

資格審査終了後、入札参加資格を令和7年7月1日に認定します。

9. その他

- (1) 随時の受付は行っておりません。
- (2) 本要領・様式等は朝倉市のホームページからダウンロード可能です。
- (3) 有資格者名簿の登録は、必ずしも発注を約束するものではありません。
- (4) 申請にあたり虚偽記載等不正があった場合は、資格を取り消します。

問い合わせ先

朝倉市総務部 契約検査課 契約検査係 TEL 0946-22-1111(内線192・194)

平日のみ 8:30~17:00

FAX 0946-28-7155

Mail keiyaku@city.asakura.lg.jp